

【消費者庁消費者安全課関係】

消費者事故等に関する情報の通知について

平成28年2月23日(火)
消費者庁 消費者安全課

消費者安全法に基づく通知のお願い

平成21年9月 消費者庁の設置
消費者安全法の施行



消費者庁に消費者事故
情報を一元的に集約



消費者事故情報をもとに、
消費者被害の発生・拡大
防止対策を実施

消費者安全法に基づく通知制度とは

- 消費生活の場面で生じた一定程度の被害の出した事故等
(=消費者事故等)について
- 行政機関から消費者庁に通知
- 対象は商品・製品、施設、役務など幅広く

消費者事故等とは(生命・身体分野)

<消費者事故等>

消費生活において

- 消費者に一定程度の被害が発生した事故
 - ・死亡
 - ・治療に1日以上かかる負傷・疾病
 - ・一酸化炭素中毒
- 生命・身体被害が発生するおそれの事態

<重大事故等>

- 消費者事故等のうち、被害が重大であるもの
 - ・死亡
 - ・治療に30日以上要する負傷・疾病
 - ・一定の後遺障害
 - ・一酸化炭素中毒
- 生命・身体被害が発生するおそれの事態(火災、窒息等)

いずれの場合も、製品・役務等の「消費安全性」を欠くこと

- ・被害が現実に発生した場合：消費安全性を欠いていた疑いがあること
- ・被害発生のおそれがある場合：消費安全性を欠くことが積極的な要件

※ここでは、生命・身体分野について解説

通知された重大事故等の例（特に乳幼児・児童施設関連）

- ・プールで、幼児が底に沈んでいるのを保育士に見られ、意識不明の重体。（役務）
- ・幼児に対し、誤って他の幼児の薬を飲ませたため、呼吸困難。（役務）
- ・アレルギー対応食の入所者に対し、十分な確認をせずに普通の食事が提供され、アナフィラキシーショックを発症し、意識不明の重体。（役務）
- ・児童がベランダで遊んでいたところ、側面パネルが外れ、下階に落下し、腕を骨折。（製品）
- ・ウォーターサーバーのコックの部品が外れ、噴き出たお湯で幼児が足に熱傷。（製品）
- ・児童がブランコで遊んでいたところ、ブランコの鎖が切れて落下し、足を骨折。（製品）
- ・施設利用者を送迎中、送迎車が路外に転落し、利用者が骨折。（役務）

- 重大事故等
 - ・発生したという情報を得たら直ちに(数時間以内)
- 消費者事故等(重大事故等を除く)
 - ・被害発生・拡大のおおそれがあると認めるとき、速やかに(数日以内)



- ・ 幅広く消費者庁へ通知をお願いします！

◎根拠通知

- ・特定教育・保育施設等における事故の報告等について
(平成27年2月16日 府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について
(平成27年3月27日雇児育発0327第1号)
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における事故の報告等について
(平成27年3月27日雇児職発0327第1号)
- ・子育て短期支援事業における事故の報告等について
(平成27年3月27日雇児福発0327第1号)

◎参考資料

- ・消費者事故等の通知の運用マニュアル(平成27年3月27日改訂)
⇒ <http://www.caa.go.jp/safety/pdf/090901unyou.pdf>
- ・消費者事故等情報通知様式
⇒ http://www.caa.go.jp/safety/pdf/090901yousiki_150327.pdf



